

板橋区本庁舎巡視員設置要綱

(令和元年 11 月 25 日 区長決定)

(目的)

- 第1条 この要綱は、本庁舎への出入者の管理・応対、本庁舎における防犯・防災を主たる目的として、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、本庁舎巡視員の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本庁舎巡視員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

- 第2条 本庁舎巡視員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 緊急時における情報の連絡に関すること。
 - (2) 本庁舎の警備に関すること。
 - (3) 来庁者の管理・応対に関すること。
 - (4) 防犯・防災に関すること。
 - (5) 前条の目的を達成するため、庁中取締りに必要な事務の処理に関すること。
 - (6) 前各号に付随する事項

(設定数)

- 第3条 本庁舎巡視員の設定数は、6人とする。

(任用)

- 第4条 本庁舎巡視員は、熱意と誠意をもって職務を遂行できる者のうちから、選考により区長が任用する。
- 2 任用に当たっての選考の方法は、総務部長が別に定める。
 - 3 本庁舎巡視員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
 - 4 本庁舎巡視員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

- 第5条 本庁舎巡視員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。
- (1) 履歴書
 - (2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
 - (3) その他総務部総務課長（以下「課長」という。）が必要と認める書類

(任期)

- 第6条 本庁舎巡視員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。
- 2 区長は、本庁舎巡視員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

- 第7条 本庁舎巡視員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

- 第8条 本庁舎巡視員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

(服務)

- 第9条 本庁舎巡視員の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第 10 条 本庁舎巡視員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、4 週を通じて 1 1 6 時間を超えない範囲で勤務するものとし、勤務日は課長が定める。
 - (2) 勤務時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで又は午後 4 時 3 0 分から翌日の午前 9 時 0 0 分まで（次号の休憩時間を含む。）の交代勤務とし、その割り振りは、課長が定める。
 - (3) 本庁舎巡視員の休憩時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までの勤務の場合は 1 時間、午後 4 時 3 0 分から翌日午前 9 時 0 0 分までの勤務の場合は 1 時間 3 0 分とし、その時限は、課長が定める。
- 2 前項に定めるもののほか、本庁舎巡視員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第 40 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(勤務場所)

第 11 条 本庁舎巡視員の勤務場所は、課長が定める。

(休暇等)

第 12 条 本庁舎巡視員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第 13 条 本庁舎巡視員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 17 号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第 14 条 本庁舎巡視員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第 21 号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第 39 号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第 15 条 本庁舎巡視員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第 16 条 本庁舎巡視員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

(研修)

第 17 条 本庁舎巡視員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第 18 条 本庁舎巡視員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和 59 年板橋区規則第 10 号）の定めるところによる。

(被服)

第 19 条 本庁舎巡視員に対する被服の貸与は、東京都板橋区被服貸与規程（昭和 35 年板橋区訓令第 6 号）の定めるところによる。

(人事評価)

第 20 条 本庁舎巡視員の人事評価については、板橋区会計年度任用職員人事評価規程（東京都板橋区訓令第 5 号）の定めるところによる。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。